

淀川水系流域委員会規約の改正について

1. 経緯

第 29 回委員会(5/8 開催)にて、近畿地方整備局より、淀川水系流域委員会に対し、従前の任務に変えて、以下の 1～4 の任務を要請された。なお、河川法にもとづき河川整備計画が策定された後は 3 に変えて 4 が要請される。

1. 河川整備計画（案も含む）の計画内容の進捗の点検にあたって意見を述べる。
2. 河川整備計画（案も含む）の変更について意見を述べる。
3. 河川法に基づき河川整備計画が策定されるまでは「行政機関の行う政策の評価に関する法律」、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」、「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に準じて、河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価についての審議を行い、意見を述べる。
4. 河川法に基づき河川整備計画が策定された後は「行政機関の行う政策の評価に関する法律」、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」、「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に基づき、河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価についての審議を行い、意見を述べる。

2. 上記要請に関連する規約の条文（別紙(2 ページ以降)参照)

条項	条文
第 2 条 (目的)	委員会は、淀川水系河川整備計画【直轄管理区間を基本】の策定にあたり、同河川整備計画について意見を述べるとともに、関係住民の意見の反映方法について意見を述べることを目的とする。

3. 規約改正案の方向性

- ・当面、1 及び 2 に関する任務が発生することから、それに対応するため、第 2 条目的に係る条文の修正を行う。
- ・具体的な条文については、運営会議で検討を行った上で、次回委員会で審議する。

4. 規約の改正の条件

規約の改正については、委員会委員総数の三分の二以上の同意が必要となる。（規約第 10 条「本規約の改正は、委員会委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う」）

5. その他

平成 17 年 2 月からの新委員会移行に関連する規約改訂については、今後行われる新委員会の体制検討と併行して検討を行う。

淀川水系流域委員会 規約

(設置)

第1条 河川法(昭和39年法律第167号)第十六条の二第3項に規定する趣旨に基づき、近畿地方整備局長(以下「整備局長」という。)が「淀川水系流域委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、淀川水系河川整備計画【直轄管理区間を基本】の策定にあたり、同河川整備計画について意見を述べるとともに、関係住民の意見の反映方法について意見を述べることを目的とする。

(委員会)

第3条 委員会は、委員会での審議、部会からの報告を受けた事項に関する審議、調整を行い、委員会としての意思決定を行う。

2. 委員会は、部会に対して審議する事項について指示する。
3. 委員会委員は、別表-1に示す者とする。委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
4. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
5. 委員会の意思決定は出席委員の過半数をもって行うが、少数意見がある場合にはこれを付する。
6. 委員会は、審議しようとする事項について必要と認める場合は専門的知識を有する具体的候補を選定のうえ、委員会委員、部会委員又はワーキンググループメンバーとして追加するよう整備局長に要請することができる。

(部会)

第4条 委員会の下部組織として、地域別部会(琵琶湖部会、淀川部会、猪名川部会)、テーマ別部会(環境・利用部会、治水部会、利水部会、住民参加部会)を設ける。

2. 委員会の判断により必要に応じて部会を細分することができる。
3. 部会は、委員会から指示された事項及び委員会了承を得た部会独自の必要判断事項について議論を行い、委員会に報告する。
4. 各部会の委員構成は、別表-2に示すとおりとする。
5. 部会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
6. 部会から委員会への報告内容の決定は出席委員の過半数をもって行うが、少数意見がある場合はこれを付する。

(ワーキンググループ)

第5条 委員会は、河川整備計画に関する特定の問題を委員相互で議論し、理解を深めるため、必要に応じてワーキンググループ(以下WG)を設ける。

2. WGのリーダー及びメンバーは、委員長が指名するものとし委員会が決定する。
3. WGのメンバーは、原則として、委員会委員又は部会委員とするが、委員会が必要と認めた場合は、専門的知識を有する者を追加することができる。

(委員長及び部会長)

第6条 委員会には委員長を置き、各部会には部会長を置く。

2. 委員長及び部会長は、委員会で委員の互選により定める。
3. 委員長は、委員会の会務を総括する。
4. 部会長は、部会の会務を総括する。
5. 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名する委員会委員がその職務を代理する。
6. 部会長に事故がある時は、部会長があらかじめ指名する委員会委員がその職務を代理する。

(議事)

第7条 委員会は、委員長が招集し運営する。部会は、部会長が招集し運営する。WGは、WGリーダーが招集し運営する。

2. 委員長は、必要に応じて2以上の部会長又はWGの合同部会又は合同WGを開くことができる。
3. 委員長は、必要に応じて2以上の部会又はWGに出席し、発言できる。
4. 委員長は、必要に応じて委員会に部会委員又はWGメンバーの出席、発言を求めることができる。
5. 委員長、部会長又はWGリーダーは、必要に応じて部会又はWGに、所属部会又は所属WG意外の者の出席、発言を求めることができる。
6. 河川管理者は、委員の要請に対して積極的に発言するほか、委員長、部会長の許可を得て自ら発言できる。
7. 河川管理者はWGリーダーより要請があった場合にはWGに出席し、リーダーの要請に対して積極的に発言する他、リーダーの許可を得て自ら発言できる。
8. 委員長又は部会長は、一般の傍聴者に対して発言の機会を設ける。
9. 委員会は、積極的に関係住民の意見を聴取することを原則とする。

(情報公開)

第8条 委員会及び部会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法について委員会

定める。

2. WG は、提出資料及び議事内容は原則公開とし、その他に公開する情報及び情報公開方法については当該 WG で定める。
3. 整備局長は、前項で定められた内容に従って、情報公開する。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、近畿地方整備局が委託した民間企業が委員長及び部会長の指示を受けて中立的立場で行う。

(規約の改正)

第 10 条 本規約の改正は、委員会委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第 11 条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるが、その際、付録に示す淀川水系流域委員会準備会議の答申、準備会議資料及び議事録を参考にする。

付則

(施行期日)

この規約は、平成 13 年 2 月 1 日から施行する。

改正 平成 14 年 7 月 20 日

平成 15 年 2 月 24 日

付録

- ・ 淀川水系流域委員会のあり方について (答申)
- ・ 第 1 回淀川水系流域委員会準備委員会資料及び議事録
- ・ 第 2 回淀川水系流域委員会準備委員会資料及び議事録
- ・ 第 3 回淀川水系流域委員会準備委員会資料及び議事録
- ・ 第 4 回淀川水系流域委員会準備委員会資料及び議事録